

令和 6 年 2 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（2 件）

- 令和 6 年 2 月 27 日、すでにお支払い済みの療養費（立替払）について、過払い及び不足となっていたことが、自治体からの連絡（※）により判明しました。

本件はご家族 2 名分の請求でしたが、領収書の一部を取り違えたままお支払い額の決定を行ったことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、過払いとなった療養費については返納していただくこと、不足となった療養費については追加払いをすることについてご了承いただきました。

再発防止策として、担当グループ内に当該事案についての周知を行いました。また、ご家族複数名分を同時に審査する場合には特に氏名等に留意し領収書等を取り違えることのないよう改善します。

※当該療養費の支給決定をもって自治体から支払われることも医療の審査の過程で疑義が生じたため。